

短期入所事業所の充実について

1 「静岡市障がい者共生のまちづくり計画」に記載の個別課題

- ▶ 短期入所は実施する事業者が少なく、また利用者の中には帰宅することができず、短期入所を長期的に渡って利用し続ける（ロング・ショートステイ）などのケースもあり、施設は常に満床で、緊急時・使いたいときに使えないといった課題が発生している。
- ▶ 実施する事業者を増やしていくにはどうすればよいか、検討していく必要がある。

2 平成 30 年度及び令和元年度 of 取組みについて

テーマ①	短期入所事業所の事業所情報・空床情報の調査
平成 30 年度 取組内容	<p>○短期入所事業所の事業所情報・空床情報の調査</p> <p>【調査方法】市内の短期入所事業所（基準該当については市外も含む）25 か所内、回答 22 件（未回答の事業所には引き続き回答を依頼中）</p> <p>【調査項目】定員、受入可能な対象、送迎・診断書・緊急時受入の経験の有無等</p> <p>【調査結果・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 半数以上の事業所の定員が 5 名以下であった。また、定員の少ない事業所はすぐに埋まってしまうため、空床情報を公開しても効果は薄いのではないかという意見があった。 ・ 主に児童の受け入れを行っている事業所は 4 事業所のみであるため、利用が集中しやすい現状である。 ・ 緊急時であっても過去に利用をしたことがある方の受け入れのみ実施する事業所も多いため、体験利用の必要性がある。その反面、緊急時であれば診断書がない状態でも相談支援専門員などと連携・情報共有し、受け入れを行ったケースもあったため、そのような取組みを全市的に周知し、緊急時の受け入れ体制の整備を進める必要がある。 ・ 短期入所基準該当の介護保険事業所も対象に調査を実施した。固定した利用者のみを受け入れていることが多い様子であった。
令和元年度取組予定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一度目の利用は事業所・利用者共に不安があるため、好事例を踏まえた体験利用のフローを作成し、円滑な体験利用を促進する。 ・ 委託相談事業所や計画相談事業所への短期入所事業所の情報公開や、担当者同士の顔合わせや意見交換ができるような機会を設ける。 ・ 介護事業所に共生型サービスの参入を促す。

テーマ②	短期入所利用のための健康診断書共通様式の検討
平成 30 年度 取組内容	<p>○短期入所事業所の事業所情報調査</p> <p>【調査方法】市内の短期入所事業所（基準該当については市外も含む）25 か所内、回答 22 件（未回答の事業所には引き続き回答を依頼中）</p> <p>【調査結果・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断書が不要な事業所や、独自の診断書の様式がある事業所の情報がわかった。また、事業所から健康診断書の様式を提出してもらい、ある程度の共通点（感染症の項目・レントゲン等）があることがわかった。必ず診断書は必要だという認識の事業所もあった ・他の事業所で使用している健康診断書でも受け入れをしている事業所もあった ・年に 1 回の契約更新時に診断書の提出が必要な事業所もあった ・緊急時は本人の情報を相談支援専門員が提供し、診断書がない状態でも受け入れに協力している事業所もあった ・利用者が、診断書を作成することが大変だと感じており、体験利用につながっていないケースも見受けられた（病院受診がない方や費用面） ・診断書に関して事業所間で情報共有や意見交換ができた
令和元年度 取組予定	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、診断書の内容の見直しや事業所間の情報共有をする時間を設けたり、医師の視点によるアドバイスをいただいたりすることなどを検討していく ・共通の診断書を直ぐに作成できなくても、他事業所の診断書でも利用可能になるよう検討をしていく ・一度も利用したことのない障害者を受け入れることは事業所への負担が大きいいため、可能な限りどの事業所も利用したことがない状況を作らないことが重要であるので、たとえば、区分認定審査に必要な医師の意見書を作成するために病院へ行く機会等を利用して健康診断書を作成し、短期入所を体験利用するよう当事者団体等を通じて周知をしていくとともに、計画相談支援事業所にも体験利用促進への協力を促していく

3 その他の活動

- ・グループホーム等の事業所へ行き、地域生活支援ネットワークについて周知するとともに、体験受入への協力を促している。